# 宅地建物取引士資格試験合格から取引士証交付までの流れ

#### 宅建取引士資格試験【合格】※1

実務経験者※2 (2年以上)

実務識習修了者 (大臣指定機関の講習)

・原則有効期間10年間

or

※1、宅建取引士資格試験(1回/年)

・受験資格 規制なし

•受験料:8.200円

【試験日程(例年)】

7月頃:案内書配布 7月頃:受験申込

10月頃:試験日 11月頃:合格発表

※2、試験合格の前後は問わない

取引士資格登録申請前10年以内で直近2年以上

宅建取引士資格登録(標準処理日数25日)

- 試験合格の都道府県で登録
- •提出先:県建築住宅課
- •申請料:37,000円(県証紙)
- ・登録の有効期間は永年

denné)

※3、登録の他都道府県への移転を希望する場合は下へ

or

※試験合格1年未満

※試験合格1年以上

宅建取引士証交付(標準処理日数21日)

- •提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会
- •申請料:4,500円(県証紙)

## 法定講習受講

- ・取引士証交付申請前6ヶ月以内の受講
- •実施機関:(公社)石川県宅地建物取引業協会
- ・県外での講習受講の場合は事前に県の承認が必要



県外受講の場合

#### 法定講習の他都道府県での受講

- ①講習実施機関に受講が可能か確認
- ② 法定講習の他県受講承認願を作成(様式は石川県 建築住宅課ホームページよりダウンロード)
- ③返信用封筒を添付し、建築住宅課へ申請
- ④受講承認が送付され、県外で法定講習を受講
- ⑤法定講習実施機関が受講証明書を発行



宅建取引士証交付(標準処理日数21日)

- •提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会
- •申請料:4,500円(県証紙)

受講証明書と合わせて申請

### ※3 他都道府県への登録の移転

#### 【他の都道府県への移転】

## 宅建取引士資格登録の移転 ※4

・条件:宅建業に従事している場合に限り 従事先所在地の都道府県へ移転可



宅建取引士証交付 ※5

- ※4、他都道府県への登録移転
- •提出先→移転元(石川県土木部建築住宅課)
- ・申請料8,000円:移転先都道府県での納付方法による(要確認)

## ※5、証交付申請

- ・移転と取引士証交付申請を同時に行う場合は、移転元の都道府県に同時に提出
- ・申請料4,500円:移転先都道府県での納付方法による(要確認)
- ①新規交付・・・5年の有効期間で交付(試験合格から1年未満場合に限る。 1年以上の場合は、登録移転後、改めて移転先に交付申請すること。) ②登録移転交付・・・移転前に取引士証を有している場合で、残りの期間を
- 有効期間とした証の交付